

## 相模原市公告

### 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和4年11月7日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年11月7日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年7月7日

相模原市長 本村 賢太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヒマラヤ相模原古淵店  
所在地 南区古淵6丁目3257-2

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称） 株式会社ノジマ  
代表者氏名 代表執行役 野島 廣司  
住 所 相模原市中央区横山一丁目1番1号

#### 3 変更しようとする事項

##### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,247 m<sup>2</sup>

(変更後) 2,595 m<sup>2</sup>

##### (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 115 台

(変更後) 116 台

##### (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時00分

(変更後) 午前9時30分（但し、年間10日間は午前9時00分）

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 午前9時00分～午後10時30分

(但し、年間10日間は午前8時30分～午後10時30分)

③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時00分～午前9時30分

(変更後) 午前8時00分～午後7時00分

4 変更年月日

3 (1)、(2) 令和5年2月28日

3 (3) ①～③ 令和4年9月30日

5 届出年月日

令和4年6月27日

6 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課

南区相模大野5丁目31番1号

南区役所区政策課行政資料コーナー

7 意見の提出先

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課